

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【公表番号】特表2010-505919(P2010-505919A)

【公表日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-008

【出願番号】特願2009-531858(P2009-531858)

【国際特許分類】

C 07 D 215/48	(2006.01)
A 61 K 31/496	(2006.01)
A 61 P 43/00	(2006.01)
A 61 P 25/18	(2006.01)
A 61 P 25/24	(2006.01)
A 61 P 25/16	(2006.01)
A 61 P 25/14	(2006.01)
A 61 P 25/22	(2006.01)
A 61 P 25/28	(2006.01)
A 61 P 15/08	(2006.01)
A 61 P 21/00	(2006.01)
A 61 P 25/04	(2006.01)
A 61 P 25/20	(2006.01)
A 61 P 25/30	(2006.01)
A 61 P 25/36	(2006.01)

【F I】

C 07 D 215/48	C S P
A 61 K 31/496	
A 61 P 43/00	1 2 3
A 61 P 25/18	
A 61 P 25/24	
A 61 P 25/16	
A 61 P 25/14	
A 61 P 25/22	
A 61 P 25/28	
A 61 P 15/08	
A 61 P 21/00	
A 61 P 25/04	
A 61 P 25/20	
A 61 P 25/30	
A 61 P 25/36	

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月8日(2010.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

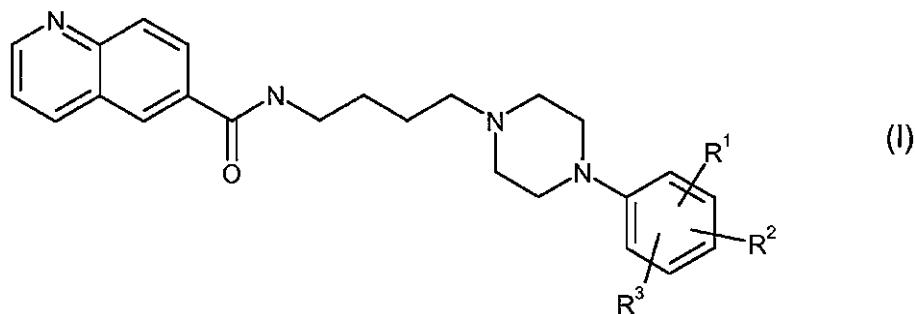
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式 I
【化 1】



(式中、R¹、R²及びR³は、互いに独立して、水素、メチル、ヒドロキシ、メトキシ、ハロ、トリフルオロメチル、シアノ又はカルボキシを表す)で表されるアリールピペラジン誘導体、そのエナンチオマー若しくはそのエナンチオマーの混合物、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 2】

R¹、R²及びR³が、互いに独立して、水素、メチル、ヒドロキシ、メトキシ、ハロ又はトリフルオロメチルを表す、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 3】

R¹、R²及びR³が、互いに独立して、水素、ハロ、ヒドロキシ又はトリフルオロメチルを表す、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 4】

R¹、R²及びR³が、互いに独立して、水素、フルオロ、クロロ、ブロモ又はトリフルオロメチルを表す、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 5】

R¹、R²及びR³の1つが、水素又はヒドロキシを表し、R¹、R²及びR³の他の2つが、互いに独立して、メチル、メトキシ、ハロ、トリフルオロメチル、シアノ又はカルボキシを表す、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 6】

R¹、R²及びR³の2つが水素を表し、R¹、R²及びR³の最後の1つが、メチル、ヒドロキシ、メトキシ、ハロ、トリフルオロメチル、シアノ又はカルボキシを表す、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 7】

N-(4-(4-フェニルピペラジン-1-イル)ブチル)キノリン-6-カルボキサミド、又はキノリン-6-カルボン酸{4-[4-(2,3-ジフルオロ-フェニル)-ピペラジン-1-イル]-ブチル}-アミドである、請求項1に記載のアリールピペラジン誘導体、そのエナンチオマー若しくはそのエナンチオマーの混合物、又は医薬として許容可能なその塩。

【請求項 8】

請求項1から7までのいずれか一項に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその付加塩、又はそのプロドラッグの治療有効量を、少なくとも1種の医薬として許容可能な担体又は希釈剤と共に含む医薬組成物。

【請求項 9】

薬物として使用するための、請求項 1 から 7 までのいずれか一項に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩、又はそのプロドラッグ。

【請求項 10】

請求項 1 から 7 までのいずれか一項に記載のアリールピペラジン誘導体、又は医薬として許容可能なその塩を含む、ドーパミン受容体及びセロトニン受容体の調節に応答する、ヒトを含めた哺乳動物の疾患又は障害又は状態を治療、予防又は軽減するための医薬組成物。

【請求項 11】

疾患又は障害又は状態が、神経性障害又は精神性障害、特に精神病性障害、統合失調症、うつ病、パーキンソン病、ハンチントン病、運動異常症、ジストニア、不安、不穏状態、強迫神経性障害、躁病、老人性障害、認知症、性的機能不全、筋骨格の疼痛症状、線維筋痛に関連する疼痛、睡眠障害、物質乱用又は中毒、並びに薬物中毒、コカインの乱用又は中毒における乱用傾向及び禁断症状である、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

疾患又は障害又は状態が、神経性障害又は精神性障害、特に精神病性障害、好ましくは統合失調症である、請求項 11 に記載の医薬組成物。